

第 1 回 長野市立地適正化計画改定 検討部会

(1) 長野市立地適正化計画改定体制 とスケジュールについて

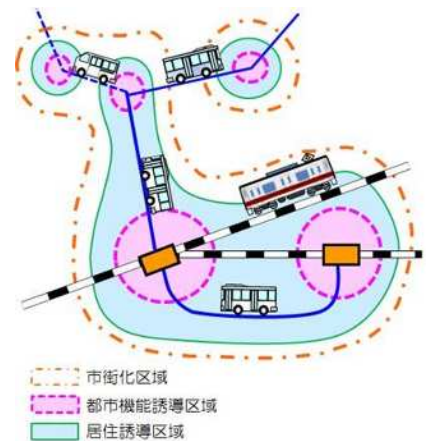
令和3年3月26日（金）
都市整備部 都市政策課

1

1. 立地適正化計画とは

= 都市の骨格構造と誘導指針を定めたもの
(都市再生特別措置法第81条)

急激な人口の減少と高齢化を背景とし、将来においても持続可能な都市経営を可能とする「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考え方により、コンパクトなまちづくりを推進するため、「都市再生特別措置法」改正により、立地適正化計画制度が創設された。(平成26年)
長野市では、平成29年3月に「長野市立地適正化計画」を策定。



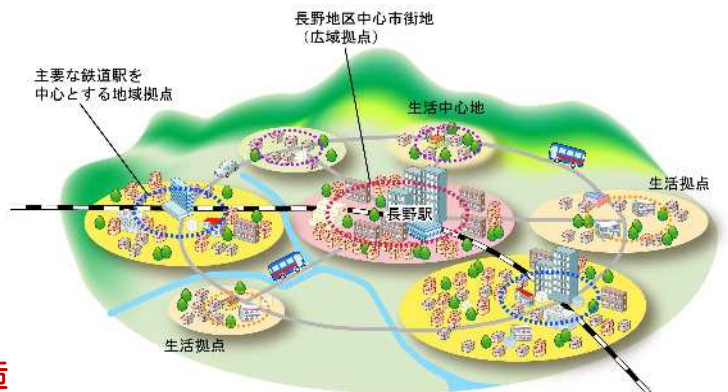
コンパクトシティ・プラス・ネットワーク

2. 立地適正化計画の目的

人口減少が確実な将来においても、現在の都市機能や市民生活が維持できるよう、一定の区域の人口密度を保ち、生活拠点や地域拠点、広域拠点を結ぶ公共交通でのアクセス性を高め、生活サービスやコミュニティなどの都市機能の持続を可能とするためである。

- ◎人口密度の確保
- ◎都市機能の誘導・集積
- ◎公共交通の強化

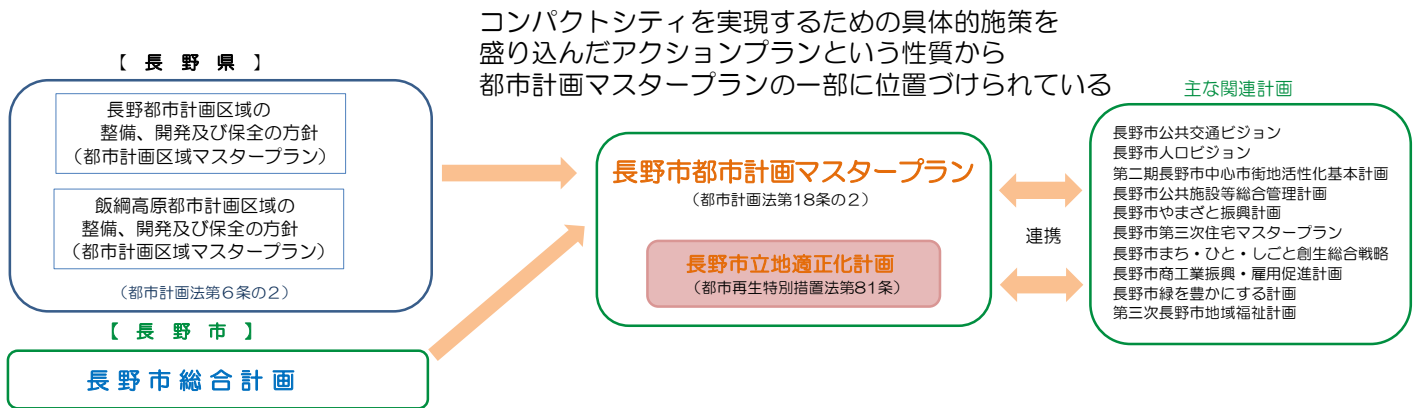
= 集約型都市構造



長野市が目指す都市構造のイメージ
長野市都市計画マスタープランから

2

3. 立地適正化計画の位置づけ



4. 立地適正化計画の特徴

行政・住民・民間事業者が一体となってコンパクトなまちづくりを促進するため、届出と勧告による緩やかなコントロール手法と経済的な支援を組み合わせ、時間をかけながら居住や都市機能を一定の区域に誘導していくもので、対象区域内に居住誘導区域と都市機能誘導区域を定め、一定規模の行為を行う事業者へ届出を義務付けるものである。

また、都市計画と公共交通の一体化の実現のために講ずるべき施策を盛り込んだ包括的な計画である。

3

5. 誘導区域について

●居住誘導区域

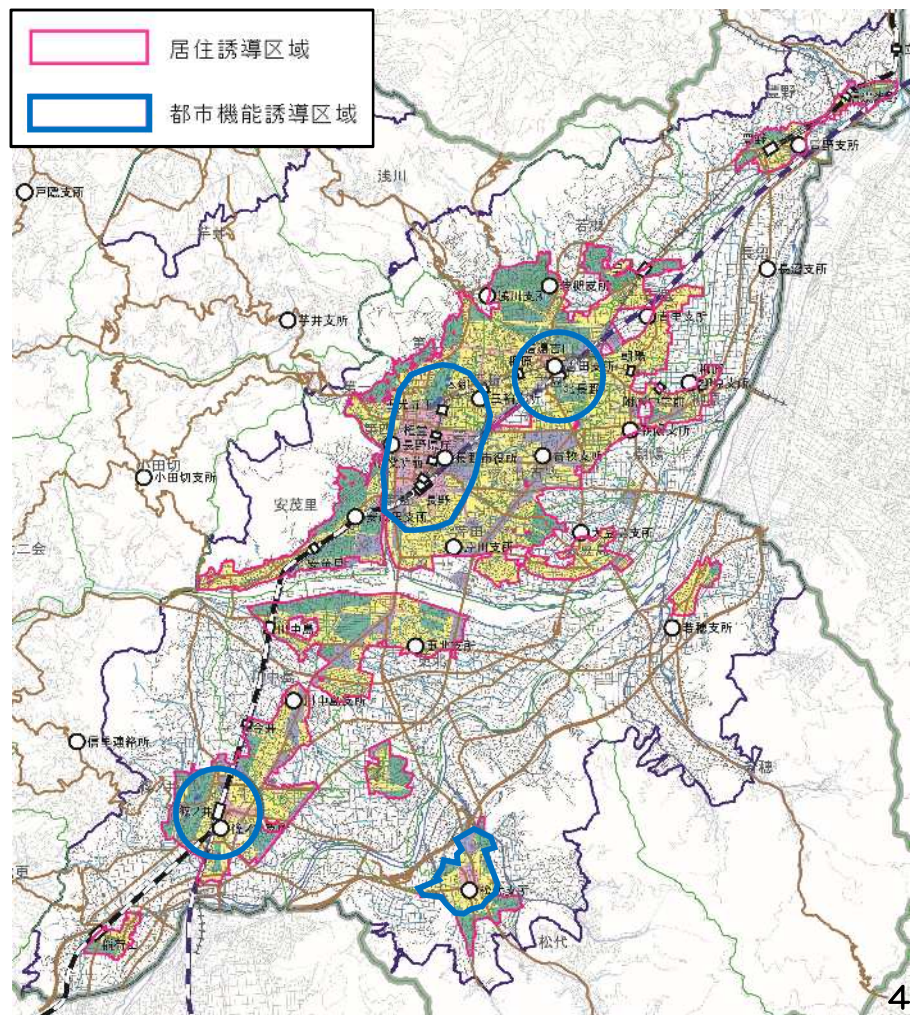
人口減少が懸念される将来においても、現在の市民生活が維持できるよう居住を誘導する区域を定める。

→市街化区域のうち工業系用途地域などを除いた概ね9割程度を指定

●都市機能誘導区域

都市計画マスタープランで定めた「広域拠点」及び「地域拠点」に定める。

→長野・篠ノ井・松代・北長野の4地区で設定。

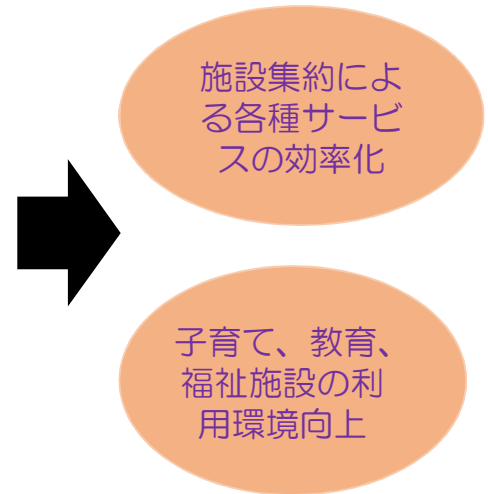


6. 都市機能誘導区域に誘導する施設

公共交通を利用した、広域または周辺地域からのアクセスを想定し、にぎわいの創出や文化・教育施設の立地を図る。

少子・高齢化に対応した子育て支援施設の充実、若い世代の転入促進・転出抑制を目指す。

区域	都市機能誘導施設
長野地区 (広域拠点)	教育機能(大学・専門学校等) 子育て支援機能(長時間・一時預かり施設等) 文化機能(美術館)
篠ノ井地区 (地域拠点)	教育機能(大学・専門学校等) 子育て支援機能(長時間・一時預かり施設等) 文化機能(図書館)、福祉施設(老人福祉センター)
松代地区 (地域拠点)	教育機能(大学・専門学校等) 子育て支援機能(長時間・一時預かり施設等) 文化機能(博物館)
北長野地区 (地域拠点)	教育機能(大学・専門学校等) 子育て支援機能(長時間・一時預かり施設等)



生活の利便性や街の魅力が高まる

※これらの施設以外の立地を妨げるものではない

5

7. 現行計画での各誘導施策について

	誘導施策	目標、内容
居住を誘導するための施策	<ul style="list-style-type: none"> ●住み替えの促進 ●住居環境の維持、向上 ●ストックの有効活用 ●居住地の災害関連情報の周知 	居住誘導区域外からの住み替えや市外からの移住促進 道路や歩道の整備率向上(居住誘導区域内) 低未利用地の活用促進(居住誘導区域内) 市民(地域)の防災意識の向上(市内全域)
都市機能を誘導する施策	<ul style="list-style-type: none"> ●拠点への都市機能の整備 ●中心市街地の機能集積の維持、強化 ●公共施設の誘導、再編等 ●税制、金融支援 	各拠点での公共施設・民間施設の整備 中心市街地活性化(都市機能誘導区域での整備) 都市機能誘導区域内への立地又は建替えによる再編成 民間誘導施設等整備事業計画への認定
公共交通充実のための施策	<ul style="list-style-type: none"> ●公共交通の利用促進 ●公共交通ネットワークの再構築 ●分かりやすく利用しやすい公共交通利用環境の整備 	交通セル、歩行者優先、ゾーン30の推進(中心市街地) 各拠点を結ぶバス路線の再構築、利用環境向上 バリアフリー化、バスロケーションシステムの導入

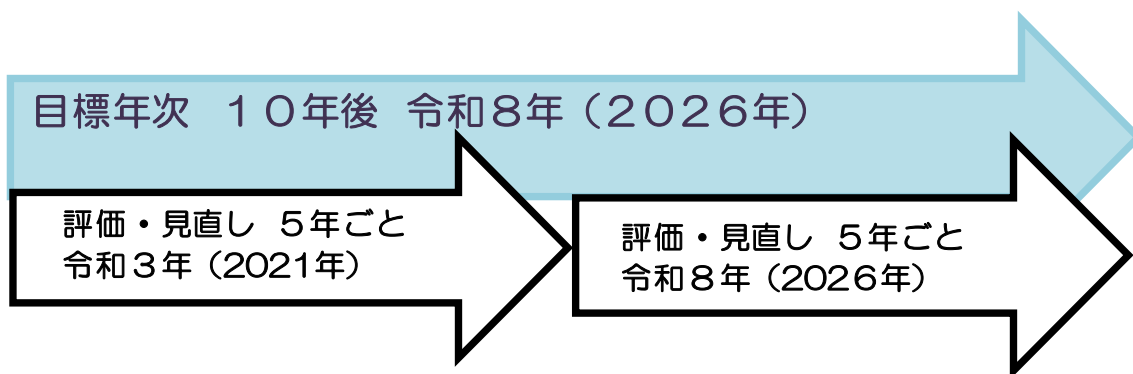
「居住機能の誘導」、「都市機能の誘導」、「公共交通等の充実」の目的に応じ、施策を展開

6

8. 評価方法

立地適正化計画はコンパクトな街づくりを実現するためのアクションプランとしての位置づけから、社会情勢等の変化に適時適切に対応できるよう、概ね5年ごとに計画の内容や誘導施策について評価・検証を行います。

評価・検証の結果、社会情勢の変化や関連する計画の見直し等により、見直しの必要性がある場合には、立地適正化計画の変更を検討します。



7

9. 数値目標と評価指標

◎ **いきいきと暮らせる魅力あるまちづくりの推進** (第五次総合計画の目標と整合)

評価指標 1)

居住誘導区域内の人口密度

50.9人/ha

施策の効果を定量的に評価する評価指標

	現状値 平成27年 (2015年)		目標 令和3年 (2021年)
居住誘導区域内の人口密度(人/ha)	50.9	5年後	50.9
住民基本台帳GISデータをもとに区域内人口を抽出して算出			現状値の維持

※現状値：居住誘導区域の面積及び人口は、GIS計測による

成果指標 1)

まちづくりアンケートによる市民満足度(市民が思う割合)の向上

目指すべき都市の姿への実現性を評価する成果指標

	現状値 平成27年 (2015年)		目標 令和3年 (2021年)
中心市街地や鉄道駅(旧松代駅含む)周辺は、総合的に見ると買い物、医療機関、金融機関、福祉施設などが集まり、利便性が高い地域である	49.4%	5年後	5ポイント以上の向上

※まちづくりアンケート：第五次長野市総合計画に設定された「目指す状態」への進捗度合に対する市民意識を把握するため、毎年5,000人を対象に実施されるもの

8

9. 数値目標と評価指標

◎ 拠点をつなぐネットワークの充実 (第五次総合計画の目標と整合)

評価指標 1)

施策の効果を定量的に
評価する評価指標

市民 1 人あたりの公共交通の利用回数		132.1回/人
	現状値 平成26年 (2014年)	目標 令和3年 (2021年)
市民 1 人あたりの利用回数 (回/人)	128.5	5年後 → 132.1

算出＝(鉄道+バス+タクシーの利用回数÷総人口)

※平成27年度は善光寺御開帳期間が含まれるため、平成26年値を採用

成果指標 1)

目指すべき都市の
姿への実現性を評価
する成果指標

まちづくりアンケートによる市民満足度(市民が思う割合)の向上		
	現状値 平成27年 (2015年)	目標 令和3年 (2021年)
公共交通の利用により、市内を移動できる環境が整っている	35.7%	5年後 → 5ポイント以上の向上

※まちづくりアンケート：第五次長野市総合計画に設定された「目指す状態」への進捗度合に対する市民意識を把握するため、毎年5,000人を対象に実施されるもの

9

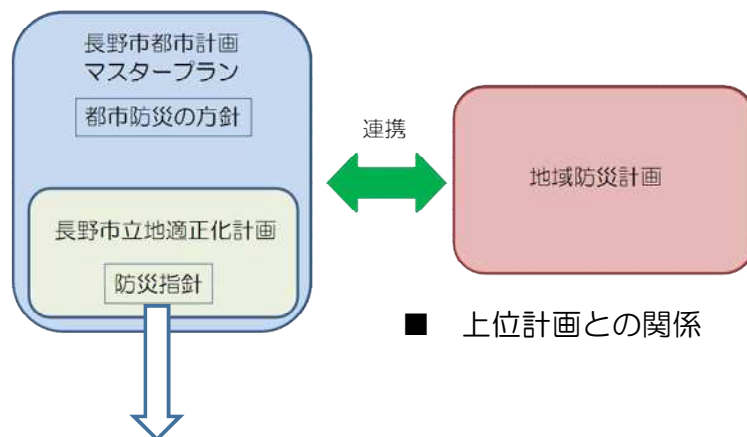
10. 防災指針作成について

(R2.9都市再生特別措置法の改正により追加)

目的

都市のコンパクト化を進めるにあたり、近年頻発化・激甚化する災害に対して被害を最小化するための防災・減災対策に加え、居住等の誘導を図る地域等の安全を確保するため、作成するもの

立地適正化計画と防災との
連携強化を図る



■ 上位計画との関係

① 災害リスク分析

- ・災害ハザード情報等の収集・整理
- ・災害リスクの高い地域等の抽出 など

② 取組方針の検討

- ・防災まちづくりの将来像を踏まえた災害ハザードに対する取組方針
- ・地区ごとの防災上の課題の整理 など

③ 具体的な取組内容、スケジュール、目標値の検討

- ・各種ハザードに対応するハード・ソフト対策の取組内容の検討
- ・取組スケジュールと目標値の検討
- ・防災指針に関連する制度の活用 など

10

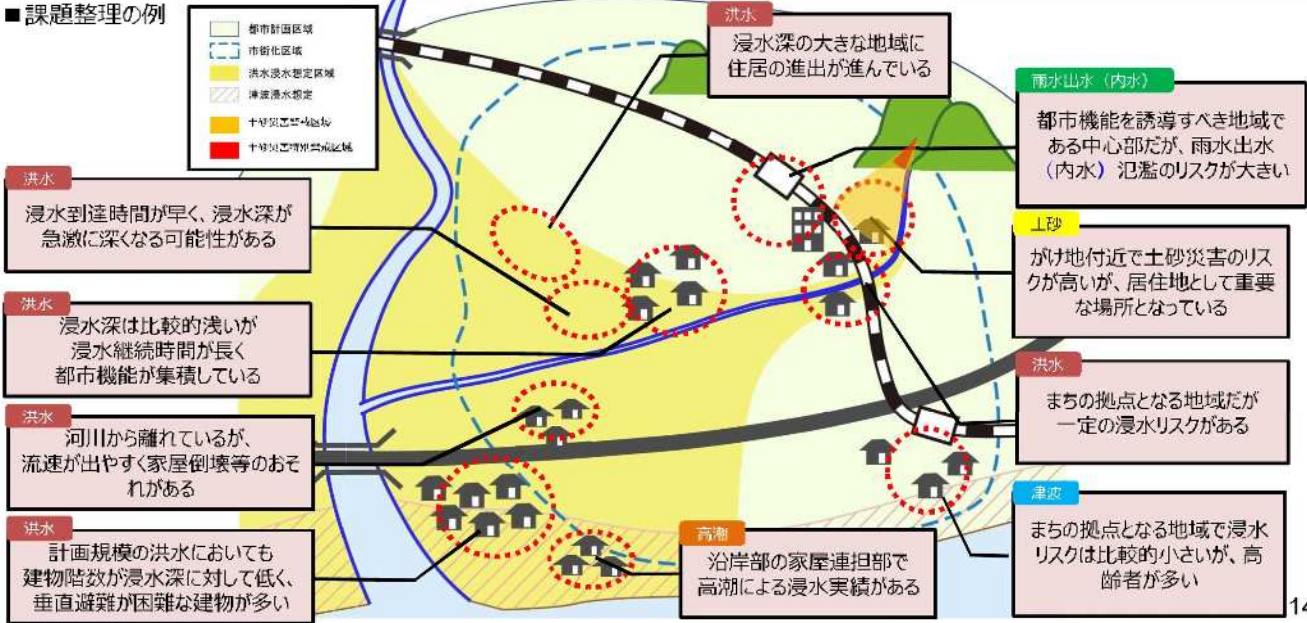
① 情報の収集整理とリスク分析のイメージ

8-1. 居住誘導区域等における災害リスクの分析と防災・減災まちづくりに向けた課題の抽出

3) 地区ごとの防災上の課題の整理

- 地区ごとの災害リスク分析の結果から、具体的にどのような被害が想定されるか等を確認し、必要となる対応の方向性を決定するため、地区ごとに当該課題の整理を行います。
- 当該都市のどこにどのような課題が存在しているかなど、整理された課題については分かりやすく地図上に全体を記載し、住民等とのリスクコミュニケーションに活用することも考えられます。

■ 課題整理の例



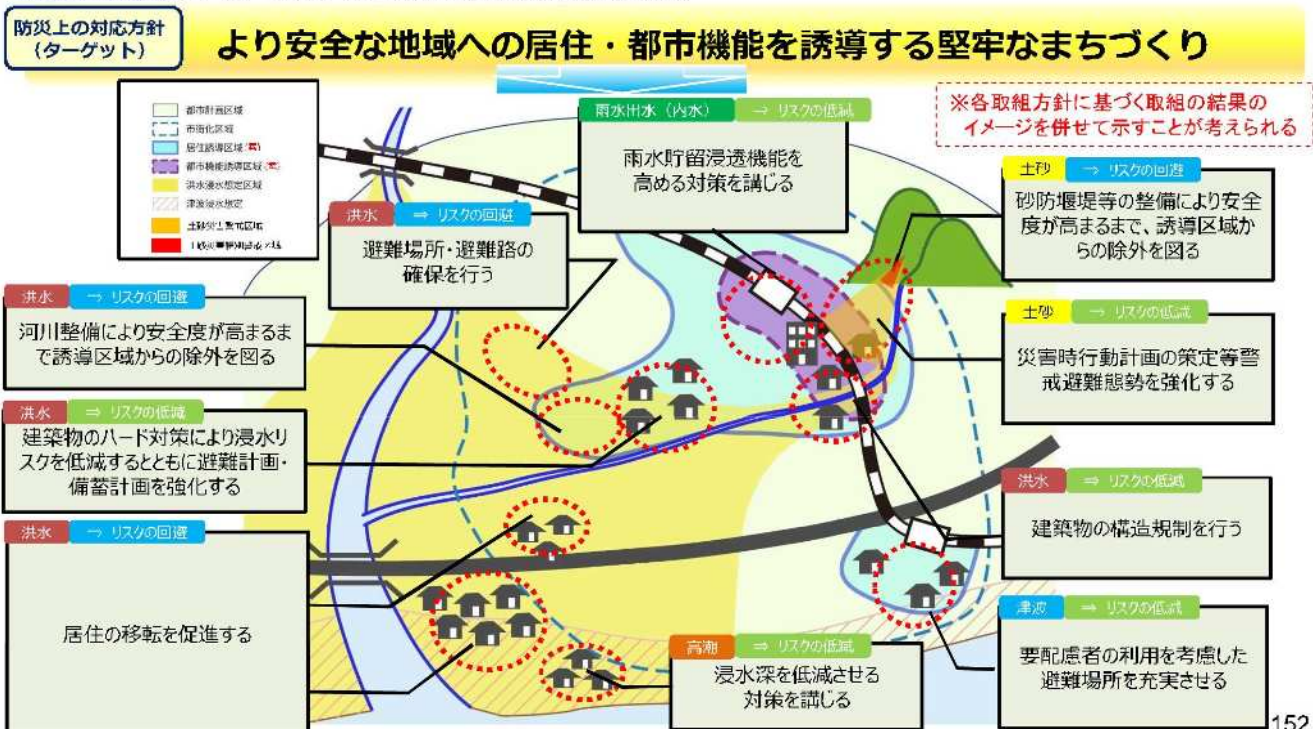
国土交通省 立地適正化計画作成の手引きより

② 取組み方針の検討のイメージ

8-2. 防災まちづくりの将来像 取組方針の検討

1) 地区ごとの課題を踏まえた取組方針の検討

- 防災上の対応方針(ターゲット)と将来像、地区ごとの取組方針の例



国土交通省 立地適正化計画作成の手引きより

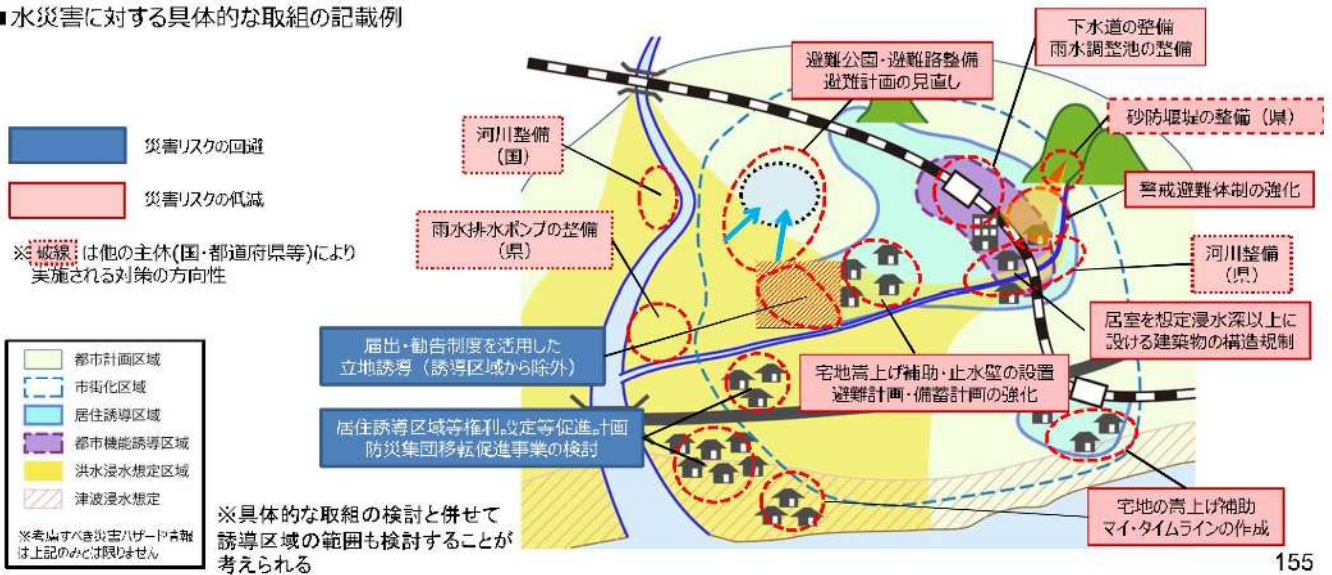
③ 具体的取組内容検討のイメージ

8-3. 具体的な取組、スケジュール、目標値の検討

1) 防災指針に基づく具体的なハード・ソフトの取組の実施

- 防災指針に基づく取組は、どの地域で何を実施するのかを地図上に示すなど、分かりやすく整理することが望めます。
- この際、市町村以外の者が実施する取組についても、居住誘導区域等の安全度の向上に寄与するものについては、これらが市町村の取組とどのように関連しているかが分かるように一体的に示すことが考えられます。

■ 水災害に対する具体的な取組の記載例



③ 取組スケジュールと目標値の検討のイメージ

8-3. 具体的な取組、スケジュール、目標値の検討

2) 取組スケジュールと目標値の検討

- 取組の実施に当たっては、取組方針において設定された目標に向けて計画的に対策の進捗を図ることが必要です。この場合、目標年次に至るまでの、短期（おおむね5年程度）、中期（おおむね10年程度）の達成目標についても設定することが考えられ、その進捗等を市民等に分かりやすく示すため、可能な限り定量的な目標とすることが考えられます。
- 既存の計画を策定または見直しを行ってから5年以上経過する場合は、災害が発生した場合には、計画の効果を評価し、取組の追加・変更等を適時適切に行うことが必要です。

施策	重点的に実施する地域	実施主体	実施時期の目標		
			短期(5年)	中期(10年)	長期(20年)
災害リスク回避	住居の移転	○○地区	国	→	
	開発規制	××地区	県・市	→	
	届出・勧告による立地誘導	居住誘導区域外(特にハザードエリア内)	市	→	
	宅地高上げの補助	居住誘導区域内	市	→	
	止水板の設置	都市機能誘導区域内	市・事業者	→	
	災害危険区域の指定	居住誘導区域内(ハザードエリア内)	市	→	
	下水道整備	市街化区域内	市	→	
	避難場所設置(防災公園等)	●●地区	市	→	
	避難路整備	△△地区	市	→	
	マイ・タイムラインの作成	市全域	市・住民	→	
災害リスク除去・低減	避難計画の見直し	■●地区・◇◇地区	市・住民	→	
	雨水排水ポンプの整備	市全域	県	→	
	河川整備(中小河川)	市全域	県	→	
	河川整備(大河川)	市全域	国	→	

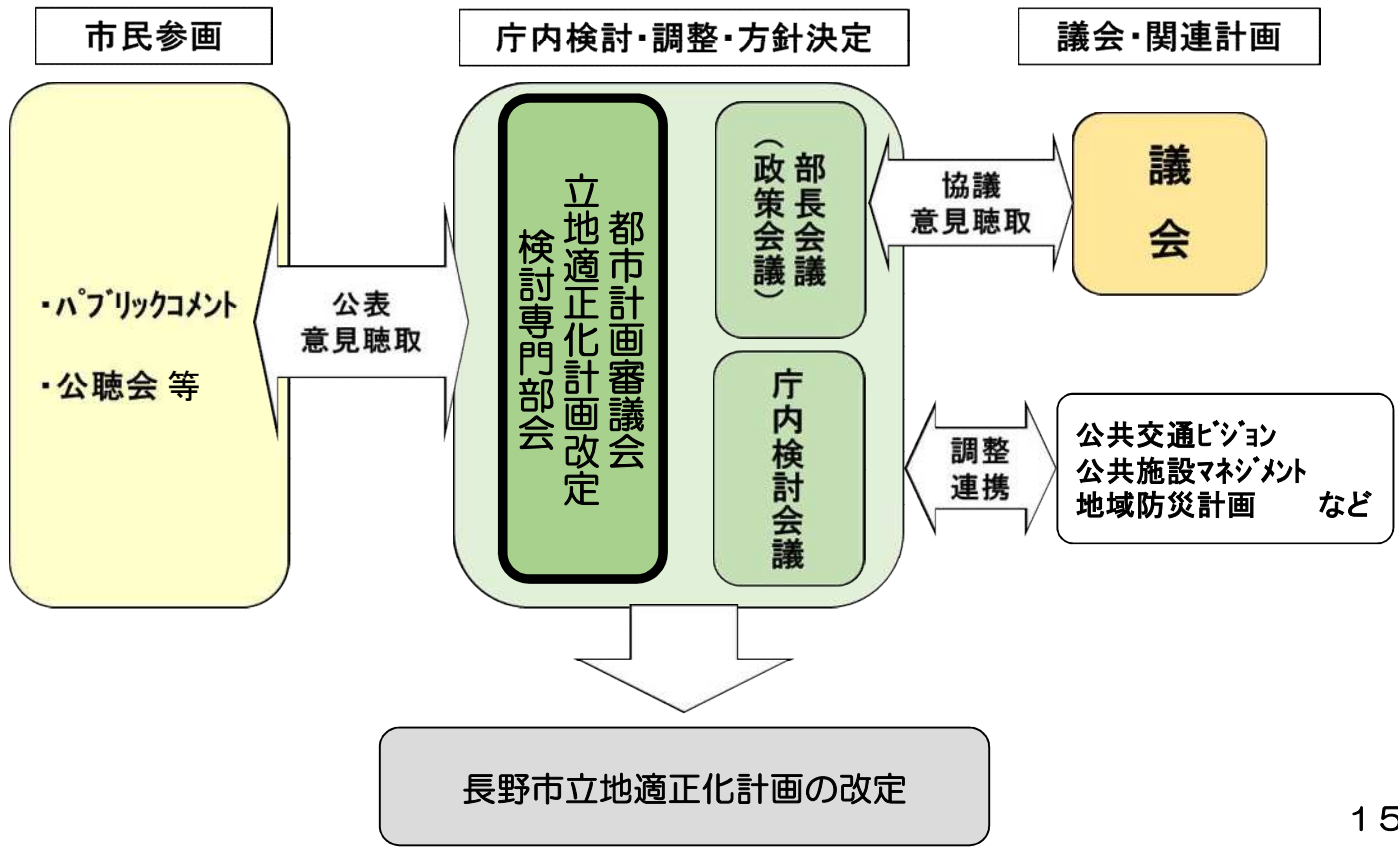
【整備（取組）目標（例）】

- 宅地高上げの進捗を令和●年度までに○○%、令和●年度までに○○%とする。
- 避難路の整備率を令和●年度までに○○%とする。
- 地区ごとの避難行動計画の作成率を令和●年度までに100%とする。

【効果目標（例）】

- 洪水浸水想定区域（想定最大規模）における居住人口を令和●年度までに○○人とする。
- 洪水浸水想定区域（想定最大規模）の浸水深3m以上における居住人口を令和●年度までに○○人、令和●年度までに○○%とする。

11. 検討体制



12. スケジュール

令和2年度			令和3年度												
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
		第1回部会		第2回部会		第3回部会	第4回部会		第5回部会	第6回部会		第7回部会			
	現行計画の評価・見直しの検証				見直し案の作成						素案作成		案の作成		
	都市計画審議会 部会設置報告				都市計画審議会 経過報告			都市計画審議会 経過報告		都市計画審議会 素案報告			都市計画審議会 案の報告		公表
										公聴会 パブリック コメント					